

2022年8月2日

 三井住友海上火災保険株式会社
 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

～気候変動・災害に強いサステナブルなまちづくりの実現に向けて～
災害対策支援保険を発売

MS & A D インシュアランス グループの三井住友海上火災保険株式会社（代表取締役社長：船曳 真一郎）ならびに、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（代表取締役社長：新納 啓介）は、台風や水害、地震など災害発生時における事業者の社会貢献活動を支援する「災害対策支援保険」を販売します。

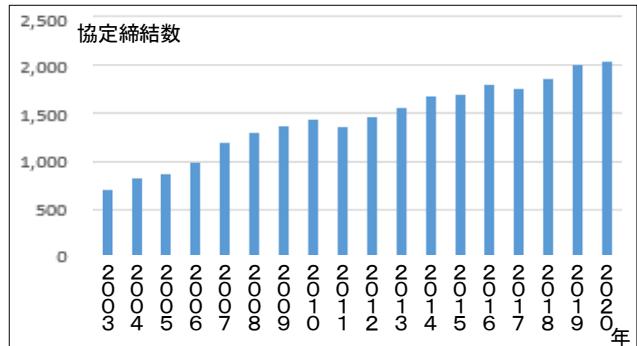
この商品は、自治体と災害時応援協定（以下「協定」）を締結する事業者が、協定に基づき物資の提供や人員の派遣などを行った場合に発生する費用等を補償します。

MS & A D インシュアランス グループは、今後も新たな商品・サービスの提供を通じて、気候変動・災害に強いサステナブルなまちづくりの実現に貢献していきます。

1. 背景

近年、気候変動の影響等による大規模災害が多発し、防災・減災や、災害発生時の復興への関心が高まっています。そのような中、全国の自治体では、災害発生時の復興を担う役割を期待して、事業者との協定締結が進められています。そこで、災害発生時に想定外の費用負担が生じることに対する事業者の不安を軽減し、協定締結を後押しするため、本商品を開発しました。三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保は、本商品を通じて官民連携による地域防災力向上に向けた取組を支援します。

<都道府県と事業者等との応援協定数の推移（物資協定）>



出典：消防庁「地方防災行政の現況」から作成

2. 災害対策支援保険の概要

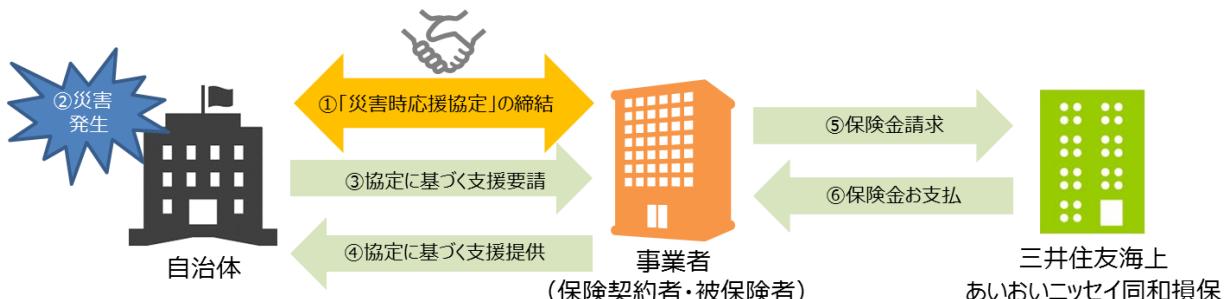
(1) 補償内容

自然災害等の災害またはそのおそれ※が発生した場合に、事業者が第三者の被害の予防、軽減または復旧等を支援するために必要かつ有益な措置を講じたことにより、事業者が支出する費用および喪失する利益を補償します。

※ ご契約の際に具体的に定義します。

(2) 補償イメージ

食料品・飲料等の供給	災害時に必要な物資を調達するため、製造業者、販売事業者と食料・物資の供給等に関する協定を締結。災害発生時、協定に基づき自治体へ物資を提供した場合に、事業者が負担した費用を補償。
物資の輸送・配送拠点の運営等	災害時に避難所へ確実に支援物資を届けるため、物流事業者と「物資の配送」「配送拠点の運営・人員派遣」「物流専門家の派遣」に関する協定を締結。災害発生時、協定に基づき物資の配送等を行った場合に、事業者が負担した費用を補償。



以上